

覚書

(以下「B」という。)と (以下「A」という。)とは、Bが所有する末尾表示(1)土地(以下「B所有土地」という。)の使用等につき次のとおり合意しました。

第1条 Aは、Aが所有する末尾表示土地(以下「A所有土地」という。)への給水管(以下「本件給水管」という。)が現在、B所有土地を経由して配管されていることをB・A互いに確認しました。

2. BはAに対し、無償にて本件給水管の配管を目的とするB所有土地の使用を認めるものとする。

ただし、A自らが新たに給水管を設置しようとする場合、Aは給水管を土地内に再設置したうえBの請求に従い本件給水管の閉鎖または撤去を自己の費用負担にて行うものとします。

第2条 Aは、本件給水管をその責任と費用負担において管理し、かつ万一本件給水管がBの責に帰さない事由により破損した場合、速やかにその責任と費用負担においてこれを回復するものとします。

第3条 Bは、本件給水管の使用および管理の妨げとなるような建物その他の工作物をB所有土地に設置しないものとし、その妨げとなることが予想される設置を行うときは、予めAの承諾を得るものとします。

第4条 BおよびAからそれぞれB所有土地、A所有土地を譲り受けた第三者にも本覚書が適用されるものとし、BおよびAは各自その譲受人に前3条の内容を継承し、以降も同様とさせるものとします。

以上、合意成立を証するためこの覚書2通を作成し、B・A署(記)名押印のうえ各1通を保有します。

平成 年 月 日

B 住所 _____

氏名 _____ 印

A 住所 _____

氏名 _____ 印

^A 住所 _____
代理人

氏名 _____ 印

不動産の表示

B所有土地： 厚木市

A所有土地： 厚木市